

～外来受診の患者さんへ～

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者さんご自身でマイナンバーカードを使用して、受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願い致します。
*この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。

- 当院宛の紹介状ご持参の患者さんは、受付にお出してください。
- 当院所定の問診票の記載をお願いいたします。
- 認証端末で患者さんの同意を頂いた場合、下記の内容が当院で観覧可能になり、診療に活用できます。
 - ≫ 健康保険証の資格の有無
 - ≫ 高額療養費制度の負担区分
 - ≫ 他院での投薬履歴
 - ≫ 特定検診情報

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 01
より良い医療が可能に!
診療での医療機関等でも、薬剤情報等の医療情報を活用し、今までに比べて薬の供給が円滑でき、より適切な医療が受けられるようになります。
- POINT 02
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要!
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超過する支払が免除されます。

このステッカーが目印!

事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは [マイナポータル](#)

医療機関でマイナンバーカードを
カードリーダーにかざすだけで使えます。

かざした後、顔写真で本人を確認します。



当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めます。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

診録-F35-59-20241204